

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成31年1月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請のあった年月日
平成30年12月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人角館里山再生プロジェクト
- 3 代表者の氏名
小林 郁 男
- 4 主たる事務所の所在地
仙北市角館町岩瀬町29番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、みちのくの小京都「角館」と呼ばれる城下町での、森林公益性及び豊かな伝統を確認し、地域市民、企業、行政のパートナーシップのもとで、城下町の森林・里山という特異性を持つ地域の森林・里山環境の保全、育成、再生等を通じて循環型地域社会の実現及び都市と地域との交流を図ることを目的とする。